

令和5年度保険者機能強化推進交付金 及び
令和5年度保険者努力支援交付金の評価結果について

○保険者機能強化推進交付金とは

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化し、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための創設

○保険者努力支援交付金とは

保険者機能強化推進交付金に加え、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けが強化

【評価結果】

○保険者機能強化推進交付金 520点／1,355点

○保険者努力支援交付金 210点／830点

【保険者機能強化推進交付金の評価指標（令和5年度）】

| 評価指標 | 配点 | 伊方町 得点 | 県平均 点数 |
|------------------------------------|-------|-----------|-----------|
| I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築 | 135 | 75 | 81 |
| II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 | 1,020 | 345 | 520 |
| (1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等 | 100 | 55 | 59 |
| (2) 地域包括支援センター・地域ケア会議 | 105 | 55 | 63 |
| (3) 在宅医療・介護連携 | 100 | 30 | 72 |
| (4) 認知症総合支援 | 100 | 25 | 59 |
| (5) 介護予防／日常生活支援 | 240 | 25 | 111 |
| (6) 生活支援体制の整備 | 75 | 50 | 47 |
| (7) 要介護状態の維持・改善の状況等 | 300 | 105 | 109 |
| III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 | 200 | 100 | 97 |
| (1) 介護給付の適正化等 | 120 | 70 | 67 |
| (2) 介護人材の確保 | 80 | 30 | 30 |

【保険者努力支援交付金の評価指標（令和5年度）】

| 評価指標 | 配点 | 伊方町 得点 | 県平均 点数 |
|-------------------------------------|-----|-----------|-----------|
| I PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築 | 35 | 15 | 16 |
| II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 | 755 | 195 | 336 |
| (1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等 | — | — | — |
| (2) 地域包括支援センター・地域ケア会議 | 60 | 25 | 28 |
| (3) 在宅医療・介護連携 | 20 | 5 | 17 |
| (4) 認知症総合支援 | 40 | 10 | 26 |
| (5) 介護予防／日常生活支援 | 320 | 40 | 146 |
| (6) 生活支援体制の整備 | 15 | 10 | 10 |
| (7) 要介護状態の維持・改善の状況等 | 300 | 105 | 109 |
| III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 | 40 | 0 | 15 |
| (1) 介護給付の適正化等 | — | — | — |
| (2) 介護人材の確保 | 40 | 0 | 15 |

【評価概要】

保険者機能強化推進交付金の評価項目を見ると、ほとんどの項目で県内平均を下回っています。

とくに、「II (5) 介護予防／日常生活支援」においては平均点に大きく届いておらず、他部門や関連団体との連携やデータの分析・活用などが求められています。

また、保険者努力支援交付金の項目は、保険者機能強化推進交付金と重複しており、同様に「介護予防／日常生活支援」や「地域包括支援センター・地域ケア会議」、「生活支援体制の整備」に取り組んでいくことで、「要介護状態の維持・改善の状況等」の項目も得点できると考えられます。

他市町村との比較として、保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金を併せた得点順位は、県内で20市町のうち19位でした。（令和4年度は県内17位）